

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

デジタル庁

政府は、行政サービスのデジタル化を一元的に行う「デジタル庁」を来年中に設置する方針。今月中にも準備室を立ち上げ、来年1月の通常国会に関連法案を提出する。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

9/21(月) 赤口	敬老の日、秋の全国交通安全運動
22(火) 先勝	秋分の日
23(水) 友引	
24(木) 先負	結核予防週間
25(金) 仏滅	彼岸明け
26(土) 大安	
27(日) 赤口	世界観光の日

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
9/14(月)	23,559 ▲153	105.97 ▲0.26
15(火)	23,455 ▼104	105.74 ▲0.23
16(水)	23,476 ▲21	105.24 ▲0.50
17(木)	23,319 ▼157	104.76 ▲0.48
18(金)	23,360 ▲41	104.57 ▲0.19

来月施行の酒税法改正と手持品課税(戻税)

本年10月からビール系飲料(ビール、発泡酒、新ジャンル)や醸造酒類などの酒税率が見直されます。

◆来月から新ジャンルや果実酒は引上げ

改正では、ビール系飲料や醸造酒類の清酒と果実酒の税率格差を解消するため、ビール系飲料は三段階で見直し令和8年10月に税率を統一、醸造酒類は二段階で見直し令和5年10月に税率を統一します。

これにより、来月からビール・発泡酒(麦芽比率50%以上)は缶1本(350ml)当たり7円引下げ、発泡酒(麦芽比率25%以上50%未満)は3.85円引下げとなり、新ジャンルは9.8円引上げとなります。また、清酒はピン1本(1800ml)当たり18円引下げ、果実酒はボトル1本(750ml)当たり7.5円引上げとなります。

◆酒類販売業者等が申告する手持品課税(戻税)

酒税は通常、酒類が製造場から出荷された段階で課されますが、酒税率が見直される酒類については、流通段階にある課税済みの酒類に対して新旧税率の差額を調整する措置として手持品課税(戻税)が実施されますので、酒類の販売業者等の方(酒場・料飲店等を経営する方も含む)は、対象酒類の在庫数量を確認する必要があります。

申告が必要となるのは、①販売のために所持する引上対象酒類の数量(多店舗経営など複数の場所で所持する場合、その合計)が1800リットル以上の方、②引上対象酒類が1800リットル未満の方で、新旧税率の差額を計算した結果、引下げ額が多く還付を受けるために届出をした方などです。

対象となる方は、本年11月2日までに貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に申告書を提出します。

■この記事の詳細は、情報BOX201535

中小企業成長促進法が10月から施行に

経営承継円滑化法や経営強化法など5つの改正法を束ねた「中小企業成長促進法」は、事業承継時における経営者保証の解除支援、M&A円滑化を通じた事業継続支援、海外展開支援の強化、計画制度の簡素化などの措置を講じるもので、一部を除き本年10月から施行となります。

同法では、事業承継の障壁となっている経営者保証の解除に係る支援措置として、承継の際に保証債務を借り換える中小企業が経産大臣の認定を受けた場合に、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度(経営承継借換関連保証)を創設します。これは既存の信用保証枠とは別の特別枠(最大2.8億円)となります。

6月までに開始した休業の雇調金申請は9月末

新型コロナの影響を受けた場合の雇用調整助成金等の支給申請は通常、判定基礎期間の末日の翌日から2ヵ月以内に行う必要がありますが、本年1月24日(緊急雇用安定助成金は4月1日)から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等については申請期限が延長されており、9月30日までとなります(郵送の場合は必着)。

また、休業手当を受けていない中小企業の労働者が申請する休業支援金について、6月30日までの休業に関する申請期限も9月30日となります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和2年10月からの酒税率見直しに伴う酒類の手持品課税（戻税）

平成29年度税制改正により、令和2年10月1日から以下のように酒税率が見直されます。

【対象となる酒類と1リットル又は1本当たりの引上げ額・引下げ額】

	品目	1ℓ 当たり	1本当たり
引上対象酒類	いわゆる「新ジャンル」	28円引上げ	缶1本（350ml）当たり 9.8円引上げ
	果実酒※	10円引上げ	ボトル1本（750ml）当たり 7.5円引上げ
引下対象酒類	ビール	20円引下げ	缶1本（350ml）当たり 7円引下げ
	発泡酒 （麦芽比率50%以上）	20円引下げ	缶1本（350ml）当たり 7円引下げ
	発泡酒 （麦芽比率25%以上50%未満）	11円引下げ	缶1本（350ml）当たり3.85 円引下げ
	その他の醸造酒※	20円引下げ	ビン1本（1,800ml）当たり 36円引下げ
	清酒※	10円引下げ	ビン1本（1,800ml）当たり 18円引下げ
	雑酒※ （みりん類似以外）	アルコール分 21度未満	20円引下げ
アルコール分 21度以上		1度につき 1円加算	

※の酒類は「その他の発泡性酒類（発泡性を有し、アルコール分が10度未満のもの）」を除く。

◆酒類の販売業者等の方を対象とした手持品課税（戻税）の概要

通常、酒類は製造場から出荷された段階で酒税が課されますが、酒税率が改正される酒類に対しては、令和2年10月1日の午前0時時点で流通段階にある課税済みの酒類に対して、新旧税率の差額を調整する措置が行われます。

これを手持品課税又は手持品戻税といい、酒税率が引上げとなる酒類に対しては差額について課税が行われ、酒税率が引下げとなる酒類に対しては差額について戻税が行われます。

課税額と戻税額を差し引きした結果、課税額が多い場合は納付、戻税額が多い場合は還付の申告を令和2年11月2日までにを行う必要があります。このため、全ての酒類の販売業者等の方（酒場・料飲店等を経営されている方も含む）は、所持している酒類の実地棚卸を行うなどして、令和2年10月1日午前0時時点の対象酒類の在庫数量を確認する必要があります。

◆対象となる方（申告が必要となる方）

次の又はに該当する方は、手持品課税又は戻税の対象となり、令和2年11月2日までに、対象酒類を所持する場所ごとに、所在地の所轄税務署長に対して申告をする必要があります。

なお、差額の納付が必要となる方は、令和3年3月31日までに納付が必要となります。

①令和2年10月1日に酒税額が引上げられる酒類を販売のために所持する酒類の販売業者等の方で、その所持する引上対象酒類の数量が1,800リットル以上である方

※多店舗経営など複数の場所で酒類を所持している場合は、全ての所持場所の合計数量となります。

②引上対象酒類の所持数量が1,800リットル未満の方で、令和2年11月2日までに対象酒類を所持する場所の所在地の所轄税務署長に対して、手持品課税等の適用を受ける旨の届出をした方

新旧税率の差額を計算した結果、引下げ額が多く差額の還付を受けようとする方などは、引上対象酒類を1,800リットル以上所持していない場合でも、届出をすることで申告ができます。

※手持品課税等の適用を受ける旨の届出をした場合は、引上対象酒類を所持する全ての場所について申告が必要となります。

※対象酒類のうち、引下対象酒類のみを所持していることにより還付を受けようとする方は、引下対象酒類を所持するそれぞれの場所の所轄税務署に届出書を提出してください。